

國學院大學學術情報リポジトリ

日本統治下台湾における宗教調査と公学校：
大正4年宗教調査における台南庁を事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-04-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 原田, 雄斗 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001552

日本統治下台湾における宗教調査と公学校 —大正4年宗教調査における台南庁を事例に—

原田 雄斗

はじめに

本稿は、日本統治下台湾で実施された宗教調査を分析することで、日本統治下台湾における宗教調査がどのような方法でなされたのか、また、宗教調査を通して、台湾の在来宗教¹に対してどのような態度をとったか、どのように眼差したのかについて明らかにするものである。具体的には、1915（大正4）年に実施された宗教調査（以下、大正4年宗教調査）を事例に、特にその調査の端緒というべき台南庁での寺廟²調査を分析することで、上記の問いに答えたい。

蔡錦堂は、『寺廟調査書 台南庁』などの各行政庁が台湾総督府に提出した『寺廟調査書』や、1919（大正8）年に編集された『台湾宗教調査報告書 第一巻』から大正4年宗教調査に至る経緯とその内容を明らかにしている。蔡は、①大正4年宗教調査が実施されたのは、直前に起こった抗日運動である西来庵事件がきっかけになっていること、②大正4年宗教調査は西来庵が所在する台南庁から始まったこと、③台南庁内に所在する台湾児童向けの教育機関である公学校に対して寺廟調査を実施するよう指示したことなどを指摘している³。

その上で蔡は、各行政庁でまとめられた『寺廟調査書』のうち、台南庁の公学校一校と新竹庁の公学校一校を取り上げ、そこから「一種の「妥協的な同化」観念」を見出し、この観念は「当時（大正年間）の日本の治台理念をよく反映している」と位置づけた⁴。

蔡による研究によって、大正4年宗教調査の概要が明らかとなり、この調査の主体の一つが教育機関であった公学校であったことが明らかとなったが、この調査結果の全体的な特徴を再構成する必要がある。蔡は各行政庁で実施された寺廟調査の内容から、上記のように寺廟調査を当時の台湾統治理念と親和的であったと述べる一方で、「調査執行者が公学校教師である限り、調査の内容は教育者の立場から宗教信仰を見てしまう傾向を免れない。その調査結果は、総督府側が調査の目的の重点を迷信改善・陰謀団体の発覚など、社会治安に置いていたこととズレがあることは十分に考えられる」と位置づけてもいる⁵。

このような、各行政庁が実施した寺廟調査に対する2つの位置づけを理解するためにも、寺廟調査で何が調査され、何が報告されたのか、特にその端緒であった台南庁での寺廟調査の結果の全体像がいかなるものであったかを改めて問う必要がある。また、この2つの位置づけに関連して、「教育者の立場から宗教信仰を見てしまう傾向」とはどのようなことか、その傾向と総督府の注目していた「社会治安」との「ズレ」とはいかなるものかを問う必要がある。

よって本稿では、台南庁で実施された寺廟調査を改めて分析し、調査結果の全体的な特徴とそこで提起された台湾の在来宗教への「眼差し」や、公学校が寺廟調査という宗教調査をすることの意味を明らかにしていきたい。

※資料の引用については、旧漢字は新漢字に改め、カタカナ表記をひらがな表記に改めた。
寺廟名については、極力記載されている表記に従った。

1. 大正4年宗教調査までの経過

本章では、大正4年宗教調査が実施されるまでの経過を確認する⁶。

1895（明治28）年に台湾が日本の領土になって以降、台湾の在来宗教に対して「一種の放任、温存の宗教政策」が展開された。その背景には、領台から続く抗日運動などに起因する治安の不安定さ、そこに赤字経営が加わり、台湾売却まで議論されるようになったことが挙げられる。

1898（明治31）年2月から児玉源太郎総督・後藤新平民政長官による統治が開始された。特に後藤は、台湾統治に関する経費削減が可能であるという見立てから、旧慣温存の方針を採用した。1901（明治34）年、後藤は臨時台湾旧慣調査会を設立、自ら会長を務め、台湾の習慣などの調査・研究を行なった。

領台以来、台湾は「内地同様」に運営すべきか、「植民地」として運営すべきかという議論がなされてきたが、1905（明治38）年の第21帝国議会での桂太郎首相の発言によって、台湾の地位は植民地とされた。台湾を植民地として運営するには、台湾の人々の「あらゆる面における「協力」」が必要であるため、台湾総督府は、産業労働力の供給に対応できる教育を提供すると同時に、人心の安定を維持するための旧慣温存の方針を採用した⁷。旧慣温存の方針については、後藤新平民政局長時代の「成功体験」があったこともあり、後藤以後もその方針を維持することになる。

そうした台湾の在来宗教に対する旧慣温存方針にゆらぎが生じたのが、1915（大正4）年の「西来庵事件⁸」の発生である。以下、西来庵事件の経過⁹を確認したい。

事件の中心人物であった余清芳（1879～1915）は、宗教的な世界観を用い、台湾にはすでに「神主」が出現しており、「大明慈悲国」を掲げて自ら大元帥となり、日本を打倒しようとした。余は、医師であり、方位などの良し悪しを占う「地理師」であった羅俊（1855～1915）と協力関係を結んだ。余は台湾南部における同志をまとめることを担当し、羅は中部と北部を担当した。以前余は台南の噍吧哖（タバニー）山中に抗日ゲリラとして潜伏していたが、その名望家であった江定（1866～1916）と知り合い、江を副将にした。

余は大規模な抗日行動を1915（大正4）年10月頃に起こす計画だったが、同年5月下旬に発覚し一斉検挙された。6月下旬に羅が逮捕されたが、余は逮捕を逃れて台南や嘉義などの山中へ逃走、7月に甲仙埔支庁を、8月に噍吧哖支庁を襲撃した。余の動きを受けて、総督府は軍隊を派遣、8月22日に余は逮捕された。残りの部隊とともに逃走していた江定であったが、1916（大正5）年4月16日に噍吧哖支庁に降参した。

余などが逮捕された後、台南ですぐに臨時法院が開設された。数十回の公判が行われ、匪徒刑罰令によって、余など866名に死刑判決が下された。余や羅・江など95名が処刑されたが、1915（大正4）年11月10日に挙行された大正天皇即位礼に伴う恩赦によって無期懲役に減刑された。

以上が、「日本領台当初の武装抗日が鎮圧された明治三十五年（一九〇二）以降の漢氏族系台湾人の最後で最大の反日蜂起¹⁰」といわれている西来庵事件の概略であるが、ここで余清芳や西来庵事件と宗教的世界観に接近したい。

余の「諭告文」（檄文）を見てみると、道教や仏教に影響を受けた民間信仰の字句が散見

される。また余は肉食を排して「神符の授与」を受けた者は敵の銃弾に当たらないという主張を展開し、避弾呪術を同志に教授している¹¹。このように、西来庵事件は宗教的な世界観と関係しながら発生したことがわかる。西来庵事件のきっかけを宗教的な世界観のみに帰することはできないが、こうした出来事に対して、治安の維持を担う警察関係者は、台湾の在来宗教を抑えるべきであるという立場を示したという¹²。このような意識から、大正4年宗教調査が実施されたのである。

以上、大正4年宗教調査が実施される前までの台湾宗教に対する総督府の方針や、その方針がゆらぐきっかけとなった西来庵事件についてみてきた。では、大正4年宗教調査はどのように実施されたのか。次章では、大正4年宗教調査が行われた経緯と、その際に行なわれた各公学校による寺廟調査の方法について接近していく。

2. 大正4年宗教調査実施の経緯と方法

(1) 大正4年宗教調査実施の経緯

本章では、西来庵事件以後に行なわれた大正4年宗教調査実施の経緯と、その初期に実施された台南庁での寺廟調査の方法について接近する。

台南庁は西来庵斎堂が所在することもあり、1915（大正4）年8月3日、「台南秘第九四三号」をもって、管轄下にある各公学校に「区域内に於ける社寺廟宇に関する調査」を依頼した¹³。その後、全島各地方庁も宗教、特に台湾の在来宗教に対する調査を実施した。西来庵事件をうけて、総督府は「本島人の本島固有の宗教に対する宗教的信念」は「深厚」であるとする一方で、「其の迷信を利用して之に乗する」ことがあり、「統治上看過すべからざるもあるか故に之か実勢を調査し適當の措置を講ずるの必要」があるとする。こうした総督府の見方から、宗教調査が実施されるようになる¹⁴。

『台湾宗教調査報告書 第1巻』によると、大正4年宗教調査は1915（大正4）年10月¹⁵より開始されたが、「当時事余りに急遽にして予定の成績を収むること」が難しかったため、翌年4月より一年間の予定で、「各庁の公学校教員及警察官吏に依嘱して調査」を実施した。しかし、「事項の取捨記述の精粗等に就て統一せざる所」があり、「所期の目的に遠きもの」があったため、1917（大正6）年9月に「宗教調査に関する記載例」を印刷して之を各庁に配布し各庁に於ける宗教事務掛員に調査を依頼した。1918（大正7）年に調査が一段落し、「台帳」や「調査書」が提出された。その後、社寺課課長だった丸井圭治郎¹⁶を中心に調査報告が編集され、1919（大正8）年3月に『台湾宗教調査報告書 第1巻』が刊行された¹⁷。

以上みてきたように、大正4年宗教調査は西来庵事件が勃発した時期に、西来庵斎堂が所在する台南庁で開始された。事件の対応的な側面が強い宗教調査であったことから、台湾人の初等教育を担っており、各地域とのつながりが強いとみなされた公学校による調査がまず行われた。先述したように、大正4年宗教調査の開始から「宗教調査に関する記載例」に基づく調査が開始されるまでの調査は、各地域の調査の精度にばらつきがあるという点において、消極的な評価がなされている。しかし、公学校という教育現場で大正4年宗教調査が開始されているわけであり、ここでの調査報告自体が否定されているわけではない。むしろ、公学校による寺廟調査の結果の全体的な特徴を位置づけることで、大正4年宗教調査における台湾の在来宗教に対する態度や眼差しをよりはっきりと位置づけることができるのではないだろうか。

さて、大正4年宗教調査の端緒は台南庁であったが、どのような項目で実際に調査されたのか。次節では、台南庁における寺廟調査について確認する。

(2) 台南庁における寺廟調査の概要と方法

前節でみたように、大正4年宗教調査は台南庁に所在する各地の公学校による寺廟調査から開始された。まずは、『寺廟調査書 台南庁』にみられる調査項目を確認する。

表1は、『寺廟調査書 台南庁』にみられる調査項目である。寺廟名から始まり、所在地や本尊、縁起や沿革、祭祀の方法など各寺廟の基礎情報が記されている。また、「人民帰向の状況」や「廟宇を中心とする団体」、特に帰依している住民の人数や範囲・資産・知識の程度など、寺廟をめぐる信仰の実態にも調査が及んでいることがわかる。

注目すべきは、「教育に及す影響」と「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」という教育面から3つの調査項目が挙げられていることである。公学校という教育現場に調査を依頼したことによって、台湾の在来宗教による教育への影響や、教育の面から考えられる台湾の在来宗教に対する措置や企画といった点が宗教調査の項目として挙げられているのである。

台南庁での寺廟調査が大正4年宗教調査の端緒となったこと、台南庁での寺廟調査が、台北庁や桃園庁・新竹庁・南投庁・嘉義庁などでその後実施された調査の項目の鋳型になったことをふまえると、大正4年宗教調査において公学校という教育現場が大きな役割を担っていたと位置づけることができる。この点をふまえると、表1中の下の3項目が大正4年宗教調査において特徴的な項目だといえる。

『寺廟調査書 台南庁』を見てみると、「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」が一項目となっていたり、「教育に及す影響」「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」の部分が、「学校としての利用」など表記に幅があったりしている。ただし、公学校としてどのように対応すべきかという点において、同種の内容が記されているといえる¹⁸。よって以下では、「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目として分析を進めることとしたい。

3. 台南庁における寺廟調査結果の特徴

(1) 寺廟調査結果の分類と全体的な特徴

本章では、大正4年宗教調査の最初期に実施された台南庁での寺廟調査の報告書を分析することで、大正4年宗教調査では、台湾の在来宗教に対してどのような態度をとったのか、どのように眼差し、どのような特徴を台湾の在来宗教から導き出したかについて説述する。まず本節では、台南庁で実施された寺廟調査結果の分類と全体的な特徴に接近する。

表1 台南庁での寺廟調査の調査項目

廟名	
所在地	
本尊	
縁起沿革	
人民帰向の状況	
廟宇を中心とする団体	
特に 帰依 せる 住民	人数及範囲
	資産
	智識の程度
	其他
祭祀の方法	
本尊に附会せる言説	
信仰の概要	
教育上に及す影響	
教育上学校として之に対する措置	
教育上之が利用に関する企画	

『寺廟調査書 台南庁』に報告され、掲載された寺廟数¹⁹は385件となる。全385件について、前章で確認した「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目が『寺廟調査書 台南庁』に記載されているか否かを確認した。「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載があるものを「パターンⅠ」、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載がないものを「パターンⅡ」、「教育上に及ぼす影響」についての記載がなく、「学校としての措置・企画」についての記載があるものを「パターンⅢ」、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方についての記載がないものを「パターンⅣ」、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方が項目立てされていないものを「項目立てなし」と分類した。全385件の寺廟名とそれぞれのパターンを一覧にしたものが表2である。その結果、「パターンⅠ」は113件、「パターンⅡ」は29件、「パターンⅢ」は18件、「パターンⅣ」は164件、「項目立てなし」は61件となった。

その上で、パターンⅠ～パターンⅣの4パターン及び項目立てなしそれぞれの割合を算出し、まとめたのが、図1である。

図1からまず指摘できるのは、「パターンⅣ」と「項目立てなし」を合わせると225件に上り、その割合は全体の約6割を占めることである。この2つのパターンは、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方について「ナシ」と回答したか、項目立てがなかったことを意味する。公学校という教育現場からみた場合、台湾の在来宗教との関連において問題を認識していないと推察される。

次に指摘できるのは、「パターンⅠ」が114件に上り、その割合は全体の3割を占めることである。「パターンⅠ」には、蔡が引用している大目降公学校が含まれるが、大目降公学校に所在する寺廟については表形式で記載されており、各寺廟それぞれに「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」の項目が記載されている。よって、大目降公学校全体について記載されている「附記」が「ある程度他校の意見をも包括、反映している²⁰」という蔡の位置づけについては、留保が必要である。

次節以降、それぞれのパターンの報告内容を見ていき、それぞれの特徴に接近する。

図1 記載パターン別割合

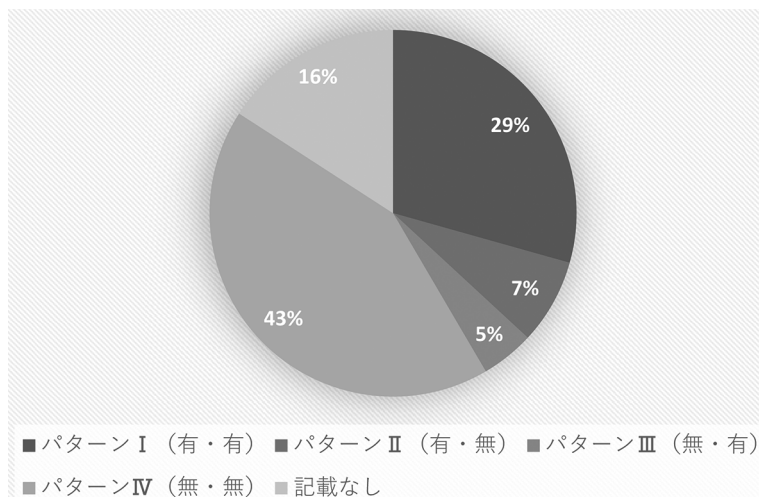


表2 『寺廟調査書 台南庁』記載の寺廟一覧

	寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		寺廟名	パターン
台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校	双興境廟	Ⅳ	台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校	金華府	Ⅳ	苓雅藪公学校	安蘭宮	Ⅰ ※3
	三官堂	Ⅳ		海安宮	Ⅳ		鼓山亭	
	五帝廟	Ⅳ		正心社	Ⅳ		意誠堂	
	福安宮	Ⅳ		普聖殿	Ⅳ		廣濟宮	
	聖公廟	Ⅳ		保興宮	Ⅳ		代天府	
	天公廟	Ⅱ		集福堂	Ⅳ		德豐殿	
	溫陵廟	Ⅳ		天后宮	Ⅲ		鼓壽亭	
	馬公廟	Ⅱ		六姓府	Ⅳ		保安宮	
	臨水夫人廟	Ⅱ		保安宮	Ⅰ		三鳳亭	
	祝三多廟	Ⅳ		厲王宮	Ⅳ		萬興宅	
	龍泉井	Ⅳ		藥王廟	Ⅳ		王希宮	
	辜婦媽廟	Ⅳ		代王府	Ⅳ	蘇荳公学校 ※4	北極殿	Ⅰ
	報恩堂	Ⅳ		聚福宮	Ⅳ		文昌祠廟	Ⅰ
	擇賢堂	Ⅳ		金安宮	Ⅳ		広帥廟	Ⅳ
	沙陶宮	Ⅳ		土地公廟	Ⅳ		保安宮	Ⅳ
	福德祠	Ⅳ		陰陽公廟	Ⅲ		護濟宮	Ⅳ
	三界壇廟	Ⅳ		興濟宮	Ⅲ		龍泉巖	Ⅳ
	朝恩宮	Ⅳ		開基玉皇宮	Ⅳ		文衡殿	Ⅰ
	綸趕宮	Ⅲ		開基天后祖廟	Ⅳ		仁厚宮	Ⅳ
	池千歲爺會	Ⅳ		縣城隍廟	Ⅳ		三元宮	Ⅳ
	福德祠	Ⅳ		元和宮	Ⅳ		大道公廟	項目立てなし
	福德祠	Ⅳ		三山國王廟	Ⅳ	後宮分校	三王廟	項目立てなし
	福德祠	Ⅳ		辜婦媽廟	Ⅳ		公厝廟	項目立てなし
	福德祠	Ⅳ		重建福隆宮	Ⅳ		子良廟 ※5	Ⅰ
	福德祠	Ⅳ		三老爺宮	Ⅳ		永安宮	Ⅳ
	岳帝廟	Ⅲ		德善堂	Ⅳ		金山岩廟	項目立てなし
	龍山寺	Ⅳ		西華堂（食堂）	Ⅳ		福德爺廟	項目立てなし
	弥陀寺	Ⅳ		慎德堂	Ⅳ		意德宮	Ⅳ
	大人廟	Ⅲ		福德祠	Ⅳ		普護宮	Ⅳ
	德化堂	Ⅳ		福德祠（土地公廟）	Ⅳ		慈濟宮	項目立てなし
	大上帝	Ⅳ		府城隍廟	Ⅳ	下營分校	青龍宮	項目立てなし
	清水寺廟	Ⅲ		福德祠（土地公廟）	Ⅳ		北極殿	Ⅳ
	文昌祠	Ⅳ		七娘廟	Ⅳ		觀音亭廟	Ⅳ
	永華宮	Ⅳ		廣慈庵	Ⅳ		媽祖宮廟	Ⅳ
	福安宮	Ⅲ		南星殿	Ⅳ	安平公学校 ※6	太子爺廟	Ⅳ
	保西宮	Ⅲ		靈祐宮	Ⅳ		土地公	Ⅳ
	良皇宮	Ⅲ		萬福庵	Ⅳ		靈濟殿	Ⅱ
	昆沙宮	Ⅲ		開基武廟	Ⅳ		觀音亭	Ⅳ
	水仙宮	Ⅰ		大媽祖宮	Ⅳ		廣濟宮	Ⅰ
	崇福堂	Ⅳ		廣安宮	Ⅳ		妙壽宮	Ⅰ
	檬林宮	Ⅳ		檬林宮（共善堂）	Ⅳ		西龍殿	Ⅳ
	西福堂	Ⅳ		南星殿	Ⅳ		城隍廟	Ⅳ
	普濟殿	Ⅲ ※2		閔帝廟	Ⅰ		三靈殿	Ⅳ
	景福祠	Ⅳ					文朱殿	Ⅳ
							弘濟殿	Ⅲ

【凡例】

※1：□は判読不能を表す。

※2：「天后宮と同じ」と記載されている。

※3：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。

なお、この二項目には複数の表記が見られるため、上記の表現に統一した。以下、同。

※4：後掲の後宮分校と下營分校は、蘇荳公学校の分校である。

※5：子良廟には、他8カ所の廟について記載されている。

※6：後掲の塩埕分校と永寧分校は、安平公学校の分校である。

	寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		
塩埕分校	龍山寺	I	小竹公学校	廣應廟	Ⅱ ※10	埔姜頭公学校	禹帝宮	Ⅰ ※16		
	北極殿	Ⅰ		興濟宮			天后宮			
	天後宮	Ⅲ		福德祠			王公廟			
	福德祠	Ⅰ		鳳芸宮			明直宮			
	建安宮	Ⅲ		□濟殿			福德祠			
	保靈宮	Ⅲ		清水寺			元帥廟			
永寧	湾裡庄湾裡	Ⅳ		金唐殿	Ⅰ		忠義宮			
	喜樹	Ⅳ		慶安宮	項目立てなし		壽天宮	Ⅳ		
北門嶼公学校	南鯤鯓廟	Ⅰ	蕭壠公学校	應之宮	項目立てなし	阿公店公学校	福德祠	Ⅳ		
	田埕庄廟	Ⅰ		天后宮	Ⅱ		龍鳳宮	Ⅳ		
	北門嶼庄廟	Ⅳ		唐安宮	項目立てなし		代天府	Ⅳ		
	井仔脚庄廟	Ⅱ		保興宮	項目立てなし		代天府	Ⅳ		
蚵寮庄廟	Ⅰ	文衡殿		項目立てなし	迂公祠		Ⅳ			
鳳山公学校	玉皇宮	Ⅰ			福安宮		項目立てなし		壽天宮	Ⅳ
	天后宮	Ⅰ			金興宮		項目立てなし		迂公祠	Ⅳ
	□□宮	項目立てなし			朝天宮		項目立てなし		武安宮	Ⅳ
	觀音寺	Ⅰ		閩帝廟	項目立てなし			文思宮	Ⅳ	
	開漳聖王廟	Ⅳ		媽祖廟	Ⅲ ※11			文思宮	Ⅳ	
	城隍廟	Ⅳ	六甲公学校 ※12	赤山廟	Ⅰ ※13		閩帝廟	Ⅳ		
	曹同祠	Ⅰ		媽祖廟			崑崙宮	Ⅳ		
	同安廟	項目立てなし		大道公廟			上帝公廟	Ⅳ		
	鎮安宮	項目立てなし		水漆廟			崑崙宮	Ⅳ		
	福德祠	項目立てなし		王廟			善化堂	Ⅳ		
	上帝祠	項目立てなし		媽祖廟			碧瑞堂	Ⅳ		
	福福祠	項目立てなし	元帥廟	國王廟	Ⅳ					
	佛祖廟	Ⅳ	内庄分校 ※14	内庄媽祖廟	Ⅰ	三仙國王廟	Ⅳ			
	閩帝廟（赤山廟）	Ⅳ		石仔瀨泰安宮	Ⅰ ※15	舍人公廟	Ⅳ			
	閩帝廟	Ⅳ		後窟大王公爺宮		弥壽宮	Ⅱ			
	真武廟	Ⅳ		三崁元帥廟		大使公廟	Ⅳ			
	王爺廟	Ⅳ		蒙正庄王爺廟	上帝廟	Ⅳ				
打狗公学校	大直廟	項目立てなし	學甲公学校	南應公	項目立てなし	媽祖廟	Ⅱ			
	武德廟	項目立てなし		慈濟宮	Ⅱ	王公廟	Ⅳ			
	祖師廟	項目立てなし		廟名不明	Ⅱ	觀音廟	Ⅳ			
	王爺廟	Ⅳ		集和公	Ⅱ	靈照宮	Ⅳ			
	上帝廟	Ⅳ		寺廟名記載なし	Ⅱ	福德爺廟	Ⅳ			
	天后宮	Ⅰ		清濟宮	Ⅱ	東勢廟	Ⅳ			
	臨水宮	Ⅲ		王爺廟	Ⅳ	玄天上帝廟	Ⅳ			
	打狗巖元亭寺	Ⅰ		煥昌廟	Ⅱ	玄天上帝廟	Ⅳ			
	灣裡公学校	媽祖		項目立てなし ※8	埔姜頭公学校	保生宮	Ⅰ ※16	開□廟	項目立てなし	
		閩帝				慶安宮		天后宮	Ⅳ	
觀音		三老爺宮	廣濟宮			Ⅳ				
大樹脚	保安宮	Ⅰ	二王廟	福緣宮		Ⅳ				
	鳳山寺	Ⅰ ※9	保寧宮	聖女廟		Ⅳ				
超峯寺				開靈宮		Ⅳ				
						崗仔林教會堂※18	Ⅱ			

【凡例】

- ※1：□は判読不能を表す。
 ※7：スペースの都合上、永寧分校を「永寧」、大樹脚公学校は「大樹脚」、閩帝廟公学校は「閩帝廟」とそれぞれ表記した。
 ※8：報告書には、「記すべきものなし」と記載されている。
 ※9：前掲、保安宮と「大同なり」と記載されている。
 ※10,11：「教育上に及ぼす影響」が最後にまとめて記載されている。
 ※12：六甲公学校には宮佃分校があるが、宮佃分校に関する記述は見られない。
 ※13：「廟宇に関し教育的所見」という形で、まとめて記載されている。
 ※14：内庄分校は、六甲公学校の分校である。
 ※15：「前者＝内庄媽祖廟と同じ」と記載されている。
 ※16：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。
 ※17：「附記」という形で、「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」が最初にまとめて記載されている。
 ※18：同名・同住所の教会堂が2つ記載されている。

大目降公学校	寺廟名	パターン	舊城公学校	寺廟名	パターン	車路墘公学校	寺廟名	パターン							
	保安宮	Ⅳ		觀音廟	Ⅳ		開農宮	Ⅰ ※21							
	福安宮	Ⅳ		大道公廟	Ⅳ		福德正宮		Ⅰ ※22						
	天主教會説教所	Ⅳ		関帝廟	項目立てなし		清靈殿			Ⅰ ※22					
	新昌宮	Ⅳ		元帥廟	Ⅳ		開農宮				Ⅰ ※22				
	祖師公廟	Ⅱ		王爺廟	Ⅳ		保安宮					Ⅰ ※22			
	太子廟	Ⅱ		大道公廟	Ⅳ		福德宮						Ⅰ ※22		
	保生大帝廟	Ⅳ		孔子廟	Ⅳ		法華寺							Ⅰ ※22	
	元帥廟	Ⅳ		佛祖廟	項目立てなし		竹溪寺								Ⅰ ※22
	真人廟	Ⅳ		龍角寺			キリスト教布教所								
	王爺廟	Ⅳ		楠和宮		賜福宮	Ⅰ ※22								
	媽祖廟	Ⅳ		三仙国王廟		金□宮		Ⅰ ※22							
	耶蘇教會堂	Ⅱ		鳳宮		萬福宮			Ⅰ ※22						
	祖師公廟	Ⅳ		帝仙宮		王順廟				Ⅰ ※22					
	太子廟	Ⅳ		註生宮		祠堂					Ⅰ ※22				
	保安宮	Ⅳ		天上聖母廟		慈濟宮						Ⅰ ※22			
	王爺廟	Ⅳ		春天堂		中興宮							Ⅰ ※22		
	五谷王廟	Ⅳ	仙公廟	三興宮		Ⅰ ※22									
	三官廟	Ⅳ	保元宮廟	海山宮	Ⅰ ※22										
	牧馬耶蘇教會堂	Ⅱ	三奶廟	福安宮										Ⅰ ※22	
	永安宮	Ⅳ	祖師公廟	華山殿			Ⅰ ※22								
	福德廟	Ⅳ	上帝公廟	太子宫				Ⅰ ※22							
	太子廟	Ⅳ	威靈寺	北極殿					Ⅰ ※22						
	池安宮	Ⅳ	神農廟	順安宮						Ⅰ ※22					
	福德廟	Ⅳ	元師爺廟	普濟宮							Ⅰ ※22				
	福德廟	Ⅳ	三仙国王廟	長寿宮								Ⅰ ※22			
	清水宮	Ⅳ	福德正神廟	碧湖宮									Ⅰ ※22		
	英國基督長老教會派礼拝堂	Ⅱ	福廟	観音亭		Ⅰ ※22									
福德爺廟	Ⅳ	浄土宗教會場	聲靈宮	Ⅰ ※22											
上帝廟	項目立てなし	保生大帝廟	媽祖廟		Ⅰ ※22										
上帝廟	Ⅰ ※19	福位正神廟	東安宮				Ⅰ ※22								
上帝廟		代天府	王爺公廟					Ⅰ ※22							
耶蘇教布教所		代天府	道隆堂						Ⅰ ※22						
公厝		保壽宮	福善宮							Ⅰ ※22					
磐古大王		天后宮	萬福宮								Ⅰ ※22				
福德爺		太子爺廟	武當山									Ⅰ ※22			
福德爺		耶蘇教会	光徳廟										Ⅰ ※22		
保全大王		保安宮廟	超峯寺			Ⅰ ※22									
上帝廟	Ⅱ	車路墘公学校	王老爺廟	Ⅰ ※21											
媽祖廟	項目立てなし		清王宮廟		Ⅰ ※21										
城隍廟	Ⅱ		慈濟宮廟				Ⅰ ※21								
上帝廟	Ⅱ ※20		□和宮					Ⅰ ※21							
福德祠	Ⅳ		朝元門宮						Ⅰ ※21						
			上帝爺上廟							Ⅰ ※21					

【凡例】

※1：□は判読不能を表す。

※19：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。

※20：前掲の「上帝廟に同じ」と記載されている。

※21：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。

※22：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」が最初にまとめて記載されている。

(2)「パターンⅠ」にみられる特徴

本節では、「パターンⅠ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載があるものの報告内容を分析する。

「パターンⅠ」は全113件（全体の29%）である。2項目ともに記載があるが、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と、寺廟の調査結果の前や後に一括して記載されている場合とがある。

「パターンⅠ」の特徴としてまず指摘できるのは、祭典の日前後における児童の欠席や早退を教育上の影響として挙げている点である。例えば、大祭日当日は親兄弟などが児童を伴って参拝することが慣例となっているため、「早退を乞ふもの欠席するもの続出」し、「教授し難き程」であったり²¹、「祭祀の前後欠席児童多²²」いであったりと報告されている。ここからは、公学校という教育現場特有の報告だといえる。

ここで留意すべきなのは、祭典前後の児童の欠席や早退などの増加が問題視されたからといって、祭典への不参加を求めているわけではないということである。前者の場合、「迷信の打破は刻下の急務」であるものの、北門嶼公学校としては「漸進主義をとり教育に全力を注ぎ正確なる判断高尚なる敬神の念」の「養成に務め」ているという。また祭典当日は「野外遠足」として寺廟に参拝するという措置も報告されている²³。

後者の場合、欠席する児童も多く、「貧食、夜深^マしをなすを以て衛生上有害」であるが、彼らにとっては「一年一回の慰安日」であるから、「有害」な部分を除く方法を講じて、「^マ初当の信仰と慰安を存続」することも可能であるという見解を示している²⁴。

以上のような台湾の在来宗教に対する態度は、教育上有用なものであれば活用していくという措置をとっていくことにつながっていく。例えば、蔦荳公学校の文衡廟では、関羽は三国時代の劉備の家来であり、「忠、義、礼、信、智のすぐれたる人」であるため、「学校教育上として此五徳にて教訓の資料となる²⁵」としている。このような報告からは、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が看取される。

もちろん、抑圧的でない措置・企画は、統治上・教育上の「不都合」がないという条件つきである。先に引用した部分には、「高尚なる敬神の念」の養成の必要について言及されており、「あるべき」敬神の念が指定されている。また、関羽から「五徳」を「教訓」にできると見なしているからこそ、このような措置・企画が報告されている。

統治上・教育上の「不都合」がないように、寺廟での活動に介入しようとする報告も見受けられる。例えば鳳山公学校、玉皇宮では、夜間に行なわれている「修身的講話」が「一般風紀上並に教育上」の影響があるため、「講話の内容に立入り」、「注意と指導を払ふ」必要があるとしている²⁶。『寺廟調査書 台南庁』から読み取れる台湾の在来宗教に対する眼差しは、統治上・教育上の「不都合」がないという限定のあるものであった。

以上みてきた報告は、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合である。そこでは祭典前後の児童の欠席や早退を問題視しつつも、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が報告されていた²⁷。一方で、一括して記載されている場合は報告の分量が多くなることもあり、「学校としての措置・企画」の部分が多様化する傾向²⁸が見られる。

例えば、六甲公学校の報告では、台湾の人々の「精神界を左右する源根のものは大部分彼等信仰する廟宇」であり、そこでは「迷信に等しき行為」を行なっているため、寺廟の存在は「社会風紀上有害無益」とされている。「学校としての措置・企画」については、「祭

典²⁹」の「或る部分を減じて」運動会や「庄民講話会」、「地方農産物展」を開催することを提案する。また、赤山廟の「住職を内地仏敎学校の留学」させることを提案した上で、「要するに現在廟宇を内地式に改め」て「莊嚴」にすると「風紀上好影響」であると主張している³⁰。

蔡が引用していた大目降公学校では、「迷信を伴ふ」現状や祭典当日の「芝居³¹」の演目を挙げ、注意を向けている。その上で、寺廟を修繕する際は「外観を可及的内地式社寺に倣はせ」、「新に建築する廟宇に対しては全然内地式ならざれば許可」しないようにとし、外観を内地式にすることを提案している。

このように、一括して記載されている場合は、公学校という枠を超えた措置・企画まで提案されるようになる。また、教育現場の枠を超えた措置・企画になると、「内地式」という「同化」を志向する提案がなされることが看取される。もちろん、一括して記載している公学校の報告全てにみられることではないが、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と対比すると、各寺廟ではなく自らの公学校区全体というくくりになると教育現場の枠を超えていき、「内地式にすべき」という「同化」を志向する主張と結合する論理を獲得するというところでは指摘したい。

(3) 「パターンⅡ」「パターンⅢ」にみられる特徴

本節では、「パターンⅡ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載がないものと、「パターンⅢ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載がなく、「学校としての措置・企画」についての記載があるものの報告内容を分析する。

「パターンⅡ」は全29件（全体の7%）、「パターンⅢ」は全18件（全体の5%）と件数・割合ともに大きいとはいえない。しかし、台湾の在来宗教に対してどのような態度をとったか、どのように眼差したのかという本稿の関心からすると、上記2パターンから、ある特徴が見出すことができるのではないだろうかと考える。まずは、「パターンⅡ」の報告内容を見ていこう。

「パターンⅡ」の特徴としてまず指摘できるのは、「パターンⅠ」と同様、祭典の日前後における児童の欠席や早退を教育上の影響として挙げている点である。例えば、祭祀対象の「誕生日の前日に児童の欠席遅刻早引き等なきよう注意」したい³²、「祭日等にて出席不良³³」、「児童祭典の日欠席多し³⁴」、「大祭施行の際欠席児童激増し授業に差支え生ずる³⁵」、「祭日及参拝者多き為め授業を害すること多く殊に祭日当日は授業も成し能はざることもある³⁶」といった報告である。

また、「迷信」をもたらす点を影響として挙げていることも指摘できる。「迷信をもたらしむる嫌あり³⁷」「児童に病気を治すと言説を一層強よく思はしめて³⁸」、「迷信の結果病気に悪影響あり³⁹」といった報告である。

このように、「パターンⅡ」の場合、祭典日前後における児童の欠席・早退状況と「迷信」をもたらすことの2点が「教育上に及ぼす影響」として挙げられる。特に前者の児童の欠席状況の報告は、「パターンⅠ」と同様、教育現場だからこそ俎上に載せられたと言えよう。ただし、その後の調査項目である「学校としての措置・企画」について「ナシ」としていることからわかるように、こうした影響があると認識しつつも、教育現場として対応策を講じている様子は見受けられない。実際、祭典日前後における児童の欠席状況について言及して

いても、「影響がない（少ない）」とする報告も看取される。

「パターンⅡ」の報告は、教育現場ならではの報告がされた一方で、教育現場として対応策を講じる様子は見受けられない。このような特徴を有する「パターンⅡ」の報告からは、台湾の在来宗教「からの」影響を認識しつつも、その影響が限定的であるとする公学校側の態度が推察される。

次に「パターンⅢ」の報告内容を見ていこう。

「パターンⅡ」同様、「パターンⅢ」も「迷信」の打破が話題となっている。例えば、「迷信を打破するに力」を注ぐべき⁴⁰、迷信が甚だしいので「訓諭を為すべ」きである⁴¹、「迷信邪説なることを訓戒」すべきである⁴²、祭神が治病の神であるため、神に祈って神籤を引いて方向性を決定することに対して「多少の注意を要す」る⁴³、「迷信打破を主」とする⁴⁴、「神を信するは各人の必ず生ずべき弱点に付淫祠を排し正当の神を信することを勧」める⁴⁵といったものである。また、「忠君愛国の精神を養成せしめん⁴⁶」という措置も報告されている。

「パターンⅢ」は「教育上に及ぼす影響」に「ナシ」と報告しているため、どのような問題意識からこのような「措置・企画」を提起しているかを具体的に読み取ることができないが、「迷信の打破」が報告の中心になっていることから、「パターンⅡ」と同種の問題意識を読み取ることができる。

「パターンⅡ」と「パターンⅢ」の特徴が確認できたところで、この2つのパターンを関連させてみると、何が見えてくるだろうか。それは、「迷信」に対する意識である。祭典日前後の児童の欠席・早退の状況を、「「迷信」への帰依・参加」と捉えれば、教育現場からなされる報告の中心は「迷信」に関することになっていくと推察される。

その一方で、対応策としては、「迷信の打破」を提起するのみにとどまっている。「迷信」が教育現場に影響を与えているため、「迷信」を打破するという、いささか同義反復的な報告が『寺廟調査書 台南庁』から析出される特徴の一つだとすると、そこから見えてくるのは、教育現場から見られる台湾の在来宗教の影響は指摘しつつも、台湾の在来宗教との関連で児童を「教化する／同化する」立場ではないとする公学校の態度だと言えるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、大正4年宗教調査の端緒といえる台南庁における寺廟調査の調査結果の分析を行なった。

『寺廟調査書 台南庁』に記載されていた全385件について、「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目のパターンを分析した結果、上記2項目どちらも記載されていない「パターンⅣ」と「項目立てなし」が約6割を占めることが明らかとなった。

このことを確認した上で、「パターンⅠ」「パターンⅡ」「パターンⅢ」それぞれの報告内容を分析することで、台南庁における寺廟調査の特徴を明らかにした。

「パターンⅠ」は、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と、寺廟の調査結果の前や後に一括して記載されている場合とがあった。寺廟ごとそれぞれ記載されている場合、祭典前後の児童の欠席や早退を問題視しつつも、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が報告されていたことを確認した。一方、一括して記載されている場合は、公学校という枠を超えた「措置・企画」まで提案されるようになり、「内地式」という「同化」を志向する

提案がなされることを確認した。このことを寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と対比すると、各寺廟ではなく自らの公学校全体というくくりになると教育現場の枠を超えていき、「内地式にすべき」という主張と結合する論理を獲得するということを指摘した。

「パターンⅡ」は、祭典の日前後における児童の欠席を影響として挙げている点、「迷信」をもたらし点を影響として挙げられていた。前者の児童の欠席状況の報告は、「パターンⅠ」同様、教育現場だからこそ組上に載せられたと言えよう。ただし、その後の調査項目である「学校としての措置・企画」について「ナシ」としていることからわかるように、こうした影響があると認識しつつも、教育現場として対応策を講じている様子は見受けられないことを指摘した。このような特徴を有する「パターンⅡ」の報告からは、台湾の在来宗教「からの」影響を認識しつつも、その影響が限定的であるとする公学校側の態度が看取される。

「パターンⅡ」同様、「パターンⅢ」も「迷信」の打破が話題として挙げられていたが、この2つのパターンを関連させてみると、「迷信」に対する意識が析出できる。祭典日前後の児童の欠席状況を、「「迷信」への帰依・参加」と捉えれば、教育現場からなされる報告の中心は「迷信」に関することになっていくと推察される。

蔡が取り上げた大目降公学校の報告は、「迷信」に言及している点、台湾の在来宗教に対する抑圧的でない眼差しや態度、「同化」を志向する提案という三点において、「ある程度他校の意見をも包括、反映している⁴⁷⁾」といえる。ただし、「内地式にすべき」という「同化」を志向する提案は、公学校という教育現場と各寺廟との個別の関係を越えることではじめて可能となる主張であったことは改めて指摘しておきたい。

また、「調査執行者が公学校教師である限り、調査の内容は教育者の立場から宗教信仰を見てしまう傾向を免れない。その調査結果は、総督府側が調査の目的の重点を迷信改善・陰謀団体の発覚など、社会治安に置いていたこととズレがあることは十分に考えられる」という各行政庁が実施した寺廟調査に対する蔡の位置づけ⁴⁸⁾についてであるが、「教育者の立場」から寺廟をみると、祭典の日前後の児童の欠席・早退状況という教育現場ならではの影響がまず指摘されていた。また、「「迷信」の打破」について報告されているという点では、「教育者の立場」でも、「社会治安」に対する影響を見出しているといえる。ただし、「「迷信」が教育現場に影響を与えているため、「迷信」を打破する」という報告がされていたこと、「パターンⅠ」のように台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が提案されていることをふまえると、「教育者の立場」と「社会治安」に一定の距離がある。かかる意味において、公学校側と総督府側とで「ズレ」が生じていたとはいえないものの、あくまで教育現場の範囲をこえないものであった。

一方で、公学校による報告によって「迷信」に関して指摘されたことも事実である。公学校による寺廟調査がその後の台湾の在来宗教に対する眼差しにどのように関係していくか、また、他の行政庁の調査の特徴については、今後の課題としたい。

注

- 1 藤井健志によると、台湾の在来宗教は、仏教や道教、齋教、その他の民間信仰が混在したものである。これに加え、神名会・祖公会・祭祀公業をはじめ、親族や同業者などの様々な組織によって設立された祭祀集団が存在しており、台湾の在来宗教は非常に複雑で、日常生活に深くかかわっていることが特徴である [蔡1994：p.37,藤井2022：p.560]。

このような混在した台湾の在来宗教について、蔡錦堂は、儒学・道教・仏教の境界が明瞭ではなく、「道教を中心とする三教混合」、「神仏無差別、道儒同架」の状態だと述べている〔蔡1994:p.36〕。また、儒・道・仏の三教は民間信仰と融合・吸収されており、祀られることの多い神仏は、福德正神（土地公）・瘟神（王爺）・天上聖母（媽祖）・閻聖帝君（閻羽）・玄天上帝などである〔蔡1994：p.37〕。

本稿では、蔡や藤井の捉え方を踏襲し、台湾の在来宗教という用語を用いる。

- 2 ここでいう寺廟とは、注1で確認した台湾の「在来宗教の宗教組織」を一括してとらえたものを指す〔藤井2022：p.560〕。

3 蔡1994：pp.49-57。

4 蔡1994：pp.57-63。

5 蔡1994：p.57。

6 本章の記述は、〔蔡1994〕〔藤井2022〕を参照した。

7 蔡1994：pp.18-19。

- 8 この事件は、余清芳などが台南の西来庵という齋堂を利用し、宗教的な手段に訴えて信徒をまとめ、革命党を組織しようとした前半部＝「西来庵事件」と、噍吧哖（タバニー）という地域で、林野調査による土地収奪に抗議した農民による大規模な反乱が起こった後半部＝「噍吧哖事件」とに分かれる〔蔡1994：p.49〕。

本稿は、宗教的な手段に訴えて行動したという事件の性格をきっかけに、宗教調査が行われるようになったという点をふまえ、「西来庵事件」と表記する。

- 9 西来庵事件の経過については、〔吳原著監修2007〕〔蔡1994〕〔周2013〕などを参照した。

10 蔡1994：p.49。

11 蔡1994：pp.52-53。

- 12 この他の背景として、土地収奪に対する農民の不満や、農民の不満に易姓革命が結合したことが挙げられる〔蔡1994：pp.51-54〕。

13 『寺廟調査書 台南庁』：頁数なし。なお、『寺廟調査書 台南庁』は国立台湾図書館に所蔵されている。

14 〔台湾総督府編1919：p.286〕〔蔡1994：pp.54-55〕。

- 15 すでに指摘したように、大正4年宗教調査は台南庁で調査が行われた1915（大正4）年8月から開始されている。よって、『台湾宗教調査報告書 第1巻』に記載されているよりも前に調査は行われているといえる〔蔡1994：p.81〕。

16 『台湾宗教調査報告書 第1巻』に記載されている丸井圭治郎の肩書は、「台湾総督府編修官兼翻訳官」となっている。

- 17 『台湾宗教調査報告書 第1巻』が刊行されるまでの経緯は、〔丸井編1919〕〔蔡1994：pp.54-55〕を参照した。

18 表1は、台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校の書式をふまえて作成したものである。中には表形式で報告している公学校もあるため、「学校としての措置・企画」に複数の表現があると推察される。

- 19 『寺廟調査書 台南庁』の中には、キリスト教の教会と推察されるものも掲載されている。

20 蔡1994：p.57。

21 北門嶼公学校、南鯤鯓廟。『寺廟調査書 台南庁』にはページ数が記載されていないため、以下、「公学校名、寺廟名」の順に表記する。

22 鳳山公学校、観音寺。

23 北門嶼公学校、南鯤鯓廟。

24 鳳山公学校、観音寺。

- 25 蔴荳公学校、文衡廟。同公学校、文昌祀堂においても、信仰や敬礼などの「祭式」に「啓発、訓練の資すること」が多いとしている〔蔴荳公学校、文昌祀堂〕。

- 26 鳳山公学校、玉皇宮。
- 27 もちろん、「迷信の打破」について報告している公学校もある〔台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、保安宮〕。この他にも、同じ本尊なのに別々に祭祀が行われていることを指摘し、2つを合併すべきとしながらも、「至難のこと」であるという報告〔安平公学校、廣濟宮・妙壽宮〕や、寺廟を「校舎として使用」していることで、日々、「児童の心理に迷信的邪念」が入り込む余地があり、「迷信打破、邪説破棄等頗る困難の傾向」であるため、「的確なる敬神的思想を養成」するという報告〔安平公学校塩埕分校、北極殿〕がある。
- 28 一括して記載されている場合でも、大社公学校のように、祭典の日の児童の欠席を影響として挙げている報告もある〔大社公学校〕。
- 29 本文は「祭費」と記載されているが、文脈から「祭典」のことだと判断した。
- 30 六甲公学校「廟宇に関し教育的所見」。
- 31 車路墘公学校の報告でも、「祭日の際」の「演戯」について言及している〔車路墘公学校〕。
- 32 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、天公廟。
- 33 安平公学校、靈濟殿。
- 34 北門嶼公学校、井仔脚庄廟。
- 35 小竹公学校。
- 36 學甲公学校、慈濟宮。
- 37 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、馬公廟。
- 38 學甲公学校、慈濟宮。
- 39 舊城公学校、上帝廟。
- 40 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、福安宮・保西宮。
- 41 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、良皇宮・毘沙宮。
- 42 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、普濟宮・天后宮。
- 43 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、興濟宮。
- 44 打狗公学校、臨水宮。
- 45 打狗公学校、臨水宮。
- 46 安平公学校塩埕分校、建安宮。
- 47 蔡1994：p.57。
- 48 蔡1994：p.57。

<参考文献>

- 呉密察原著監修、遠流台湾館編著、横澤泰夫編訳2016『台湾史小事典 第三版』中国書店。
- 蔡錦堂1994『日本帝國主義下台湾の宗教政策』同成社。
- 周婉窈著、濱島敦俊監訳、石川豪・中西美貴・中村平訳2013『増補版 図説台湾の歴史』平凡社。
- 台湾総督府編1919『台湾総督府事務成績提要』（大正8年度）。
- 藤井健志2022「台湾における植民地統治と宗教政策」中野毅・平良直・栗津賢太・井上大介編『占領改革と宗教—連合国の対アジア政策と複数の戦後世界—』専修大学出版局：pp.559-590。
- 丸井圭治郎編1919『台湾宗教調査報告書 第一巻』台湾総督府。
- 『寺廟調査書 台南庁』。